

平成30年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第1号	亀山市病院事業基金条例・・・・・・・・・・ 1
議案第2号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 3
議案第3号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 4
議案第4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 5
議案第5号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・ 6
議案第6号	亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 7
議案第7号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・ 9
議案第8号	亀山市基金条例の一部を改正する条例・・・・ 10
議案第9号	亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例・ 11
議案第10号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 12

議案第 1 1 号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 4
議案第 1 2 号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 5
議案第 1 3 号	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1 6
議案第 1 4 号	亀山市都市公園条例の一部を改正する条例	1 8
議案第 1 5 号	亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	1 9
議案第 1 6 号	亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	2 0
議案第 1 7 号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 1 8 号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	2 2

件 名	亀山市病院事業基金条例	医療センター事務局 医事管理室
-----	-------------	--------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

昨年11月、医療センターに市民から500万円のご寄附をいただきました。この寄附金につきましては、寄附者のご意向を踏まえて、病院事業が健全な経営を行えるよう、医療センターの施設整備、器械備品の購入等に充てていく予定です。

そこで、基金を設置し、この寄附金及び今後このようなご寄附があった場合における寄附金を積み立てるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 病院事業の健全な経営に資するため、亀山市病院事業基金を設置します。

< 第1条関係 >

(2) 基金に積み立てる額は、毎会計年度の病院事業会計予算で定める金額とします。 < 第2条関係 >

(3) 基金の管理は、病院事業管理者が行います。また、基金に属する現金は、金融機関への預金等の方法により保管するものとし、必要に応じて有価証券に代えることができることとします。 < 第3条関係 >

(4) 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するか病院事業の必要な経費に充てることとします。 < 第4条関係 >

(5) 財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて基金に属する現金を病院事業の業務に係る現金に繰り替えて運用することができることとします。 < 第5条関係 >

(6) 基金は、次の経費に充てる場合に処分することができることとします。

< 第6条関係 >

- ・ 病院事業の用に供する施設又は設備を整備するための経費
- ・ 器械備品その他の固定資産を購入するための経費
- ・ その他病院事業の運営上必要な経費

(7) この条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めます。

< 第7条関係 >

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	----------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成29年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱い及び市の一般職の職員の給与に関する規定に準じ、市の一般職の任期付職員の給料表の改定等を行うため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 特定任期付職員について、1号給及び2号給の給料月額を引き上げるとともに、給料表における号給を決定する基準となるべき標準的な業務の内容を規定します。 <第7条関係>
- (2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を「100分の157.5」から「100分の165」に改定することとします。 <第8条関係>
- (3) 特定業務等従事任期付職員について、給料月額を引き上げるとともに、職務の級が8級である職員の給料月額を定めます。また、給料表における職務の級を決定する基準となるべき標準的な職務の内容を規定します。 <第9条関係>
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項が同条第5項に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第1条関係>

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とします。

(参考)

区分	要件
1 特定任期付職員	高度の専門的な知識経験等を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合
2 特定業務等従事任期付職員	一定の期間内に終了することが見込まれる業務に期間を限って従事させる場合 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させる場合
3 特定業務等従事任期付職員 (短時間勤務職員)	2の業務に従事させる場合 住民に対するサービスの提供時間を延長し、繁忙時における提供体制を充実する必要がある場合等に業務に従事させる場合 職員が部分休業等の承認を受けて勤務しない時間について従事させる場合

件名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	--------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当の額について、市民の意思を十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当支給月数については、一般職の職員における勤勉手当支給月数の引上げと同じ年0.1月の引上げが望ましいとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

平成30年度以降の期末手当の支給割合を改定します。 < 第7条関係 >
 6月期及び12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成29年度)	<u>1.775月</u>	<u>1.925月</u>	3.70月
改正後の支給月数 (平成30年度から)	<u>1.825月</u>	<u>1.975月</u>	3.80月

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とします。

(参考)

市の一般職の職員については、平成29年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げています。

件 名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
-----	------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市長及び副市長に支給する給与の額について、市民の意思を十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当支給月数については、一般職の職員における勤勉手当支給月数の引上げと同じ年0.1月の引上げが望ましいとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

平成30年度以降の期末手当の支給割合を改定します。 < 第3条関係 >

6月期及び12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成29年度)	<u>1.975月</u>	<u>2.125月</u>	4.10月
改正後の支給月数 (平成30年度から)	<u>2.025月</u>	<u>2.175月</u>	4.20月

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とします。

(参考)

教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例(平成28年亀山市条例第3号)第4条及び亀山市病院事業管理者の給与に関する条例(平成28年亀山市条例第4号)第4条において市長及び副市長の例によると規定しているため、市長及び副市長と同様の改定となります(市長及び副市長と同様に特別職報酬等審議会の審議を経ています。)。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>平成29年8月8日の人事院勧告において55歳を超える職員の給与の減額支給の措置が廃止されたことから、国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、本条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>平成22年度から、55歳を超える職員に対して給料月額を1.5%減額するなどの減額措置を実施しておりましたが、その期間が平成30年3月31日で満了することから、関係する規定を削除します。</p> <p style="text-align: center;">< 第44条、第47条及び附則第11項から第14項まで関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成30年4月1日とします。</p> <p>(2) 附則において、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）及び亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を改正し、本条例の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p>		

件名	亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成29年法律第79条）により国家公務員退職手当法が改正されたことから、市の一般職の職員の退職手当についても、国に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第1条関係</p> <p>(1) 失業者の退職手当について、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による訓練延長給付その他の基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い退職手当を支給することができる場合の規定を加えることとします。また、平成34年3月31日以前に退職した職員に対する当該規定の適用については、雇用保険法の規定による給付日数の延長に関する暫定措置の適用を受ける者を含めて適用することとします。</p> <p>このほか、退職手当として、雇用保険法の規定による移転費の支給の条件に従い支給する者に、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する者を加えることとします。</p> <p style="text-align: center;">< 第15条及び新附則第14項関係 ></p> <p>(2) 職員に支給する退職手当の支給水準を引き下げするため、退職手当の基本額に乗じる調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げることとします。 < 附則第4項関係 ></p> <p>第2条関係</p> <p>第1条関係における退職手当の支給水準を引き下げる改正に伴い、亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年亀山市条例第5号）について、条文の整備を行います。 < 平成18年改正条例附則第2項関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日等は、次のとおりとします。</p>		

第1条関係

施行日は、公布の日とし、平成29年4月1日から適用することとします。
ただし、退職手当の支給水準を引き下げる規定の施行日は、平成30年4月1日とします。

第2条関係

施行日は、平成30年4月1日とします。

(参考)

退職手当制度改正による支給例(60歳定年退職) (単位:円)

	部長級職員	室長級職員
現行 (調整率 87/100)	25,192,000	22,754,000
改正後 (調整率 83.7/100)	24,360,000	21,989,000
現行比較	832,000	765,000
減額率 (現行と平成30年度比較)	3.3%	3.36%

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	消防本部 予防室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）により地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」といいます。）が改正され、平成30年4月1日から消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物関係手数料の額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>危険物関係手数料のうち、消防法の規定に基づく次の手数料の額について、政令で定める額に改めることとします。 <別表第2関係></p> <ul style="list-style-type: none"> （1）準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料 （2）特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査のうち、基礎・地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査に係る手数料 （3）特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る手数料 <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成30年4月1日とします。</p>		

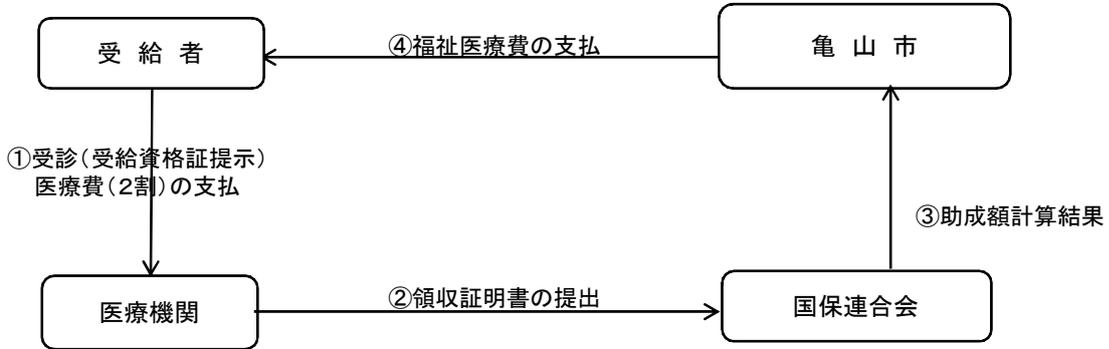
件名	亀山市基金条例の一部を改正する条例	財務部契約管財室 市民文化部文化振興局 文化スポーツ室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>文化振興を推進するための資金を積み立てる基金を新たに設置するとともに、ふるさと納税制度による寄附金の活用先の一つとしていくため、所要の改正を行うものです。</p> <p>一方、公共施設等基金については、平成28年度において川崎小学校改築事業に充てるために全額を取り崩しているとともに、平成24年3月に亀山市開発行為審査要綱の一部改正により公共施設等の整備に要する費用の一部に充てるための開発事業者からの寄附を廃止し、現在、積立ては行っていないことから、当該基金を廃止するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市が設置する積立基金について、次のとおり改めることとします。</p> <p style="text-align: right;">< 第3条関係 ></p> <p>(1) 市の文化振興を推進するための資金に充てるための積立基金として、文化振興基金を設置します。</p> <p>(2) 公共施設等基金は、廃止します。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> <p>(参考)</p> <p>平成29年度における文化振興基金の積立予定額は、10,000千円です(平成28年度に受納した寄附金を活用するものです。)。</p> <p>公共施設等基金は、開発行為において、市が必要と認める公共施設及び公益的施設の建設費等の資金に充てるために設置した積立基金です。</p>		

件名	亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例	市民文化部 文化振興局 文化スポーツ室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本年度において、西野公園体育館空調設備工事が完了することに伴い、当該空調設備の利用料金の額の範囲を新たに定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>西野公園体育館の競技場において空調設備を利用したときは、当該競技場の利用料金に、1時間につき3,780円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することとします。</p> <p style="text-align: right;"><別表第2関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成30年4月1日とします。</p> <p>(参考)</p> <p>算定根拠</p> <p>1時間当たりのサービス原価 × 受益者負担率 × 消費税率 = 受益者負担額 (利用料金)</p> <p style="text-align: center;">7,000円 × 50% × 8% = 3,780円</p>		

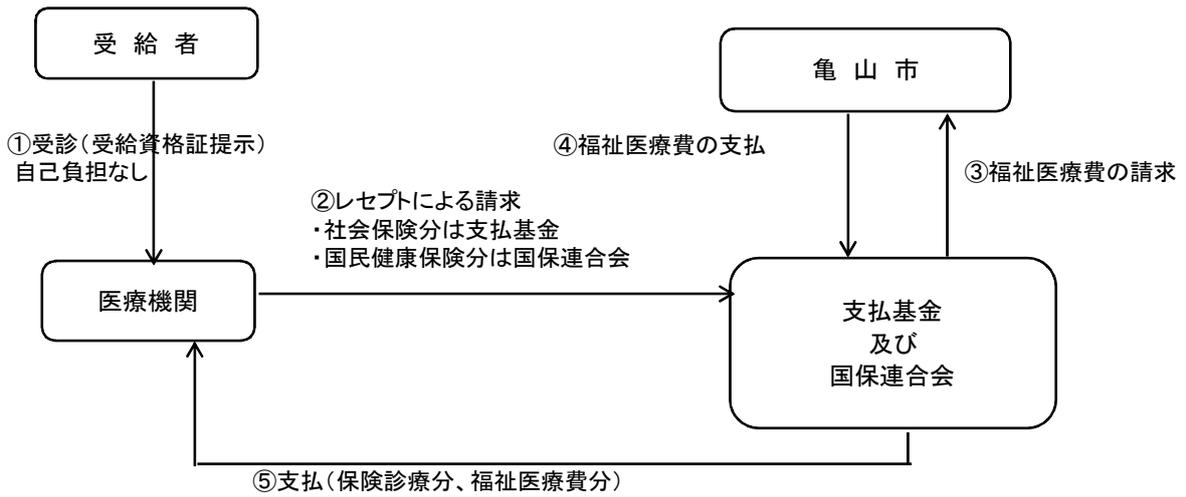
件名	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>子どもの福祉医療費助成事業については、義務教育修了までの児童の福祉の増進を図るため、市の主要事業として、小学校卒業までを助成対象とする県制度の医療費助成に加え、中学生を対象に医療費助成を実施しています。</p> <p>こうした中で、受給資格者証の更新時期を踏まえて、平成30年9月1日から、子育て支援の充実を図ることを目的に、未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合における福祉医療費について、窓口での負担をなくす窓口無料化（現物給付）を実施するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保険医療機関に支払うことができることとし、保険医療機関に支払いがあったときは、当該受給資格者及び保護者等に対し福祉医療費の助成があったものとみなすこととします。 < 第9条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成30年9月1日とします。</p>		

(参考)

A) 従来 방식 (償還払い)



B) 窓口無料化の方式 (現物給付)



<p>件 名</p>	<p>亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」といいます。）が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している認定こども園法第3条第9項が同条第11項に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第15条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成30年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により国民健康保険法が改正され、国民健康保険制度は、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村は国民健康保険税を賦課・徴収して都道府県に国民健康保険事業費納付金を納める仕組みへと移行します。

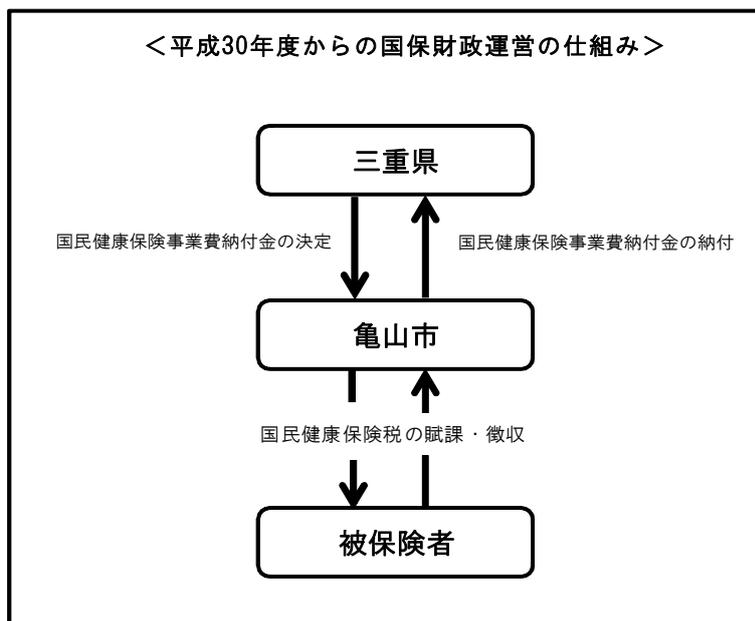
こうしたことから、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）により地方税法が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

国民健康保険税の課税額の規定について、国民健康保険税は、県へ納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため課税されることとします。 < 第2条及び第6条関係 >

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とします。



件名	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	----------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、住所地特例の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

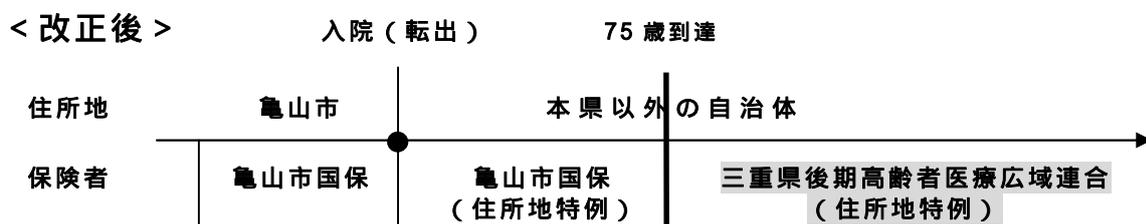
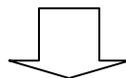
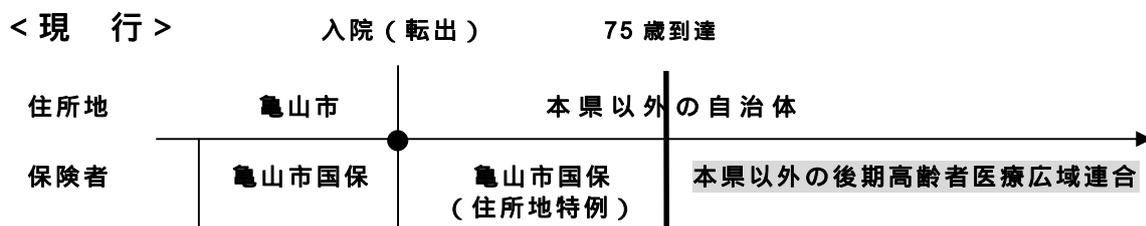
- (1) 市において国民健康保険の住所地特例を受けている者が、75歳に到達したことにより後期高齢者医療制度に加入する場合は、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、三重県後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、市が、当該被保険者の保険料を徴収することとします。 <第3条関係>
- (2) 現在は適用することがない、平成20年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例を定めた規定等を削除します。

<附則第2条及び第3条関係>

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とします。

(参考)



住所地特例とは、住民登録されている住所地の保険に加入することが原則ですが、被保険者が市外の病院等へ入院等をするにより市外へ転出した場合に、転出する前の住所地の保険に引き続き加入することをいいます。

件 名	亀山市都市公園条例の一部を改正する条例	建設部 都市計画室
-----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）により都市公園法施行令（以下「施行令」といいます。）が改正され、市が設置する都市公園の運動施設率の上限について、施行令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市が設置する都市公園の運動施設率の上限について、施行令で定める基準を参酌し、100分の50と定めることとします。 <新第4条の2関係>

規定する運動施設率の上限	現行の運動施設率の上限 (改正前の施行令に規定)
100分の50	100分の50

運動施設率：一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計 ÷ 当該都市公園の敷地面積

3 その他

施行日は、公布の日とします。

(参考) 運動施設のある都市公園一覧

公園名	敷地面積	運動施設の敷地面積の総計	運動施設率
亀山公園	132,000 m ²	1,420 m ²	1.07%
西野公園	76,689 m ²	34,625.26 m ²	45.15%
東野公園	68,708 m ²	16,111 m ²	23.44%

以下、改正後の施行令より抜粋
(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

2～6 (略)

件名	亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	建設部上下水道局 上水道室 下水道室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本市における水道料金及び公共下水道の使用料（以下「水道料金等」といいます。）は、納入通知書又は口座振替の方法により徴収していますが、市の取扱金融機関に預金口座を持たない水道及び公共下水道の利用者から、口座振替に代わる徴収方法として、クレジット収納の導入に対する要望が高まっています。</p> <p>また、継続払いの方法によるクレジット収納は、払忘れを防止できることから、水道料金等の納期内納付率の向上を図ることができます。</p> <p>こうしたことから、水道料金等について、クレジット収納による徴収を開始するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第1条関係</p> <p>水道料金の徴収の方法に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付を追加します。</p> <p style="text-align: right;"><第35条関係></p> <p>「指定代理納付者による納付」とは、クレジットカード等の提示により、水道及び公共下水道の利用者が水道料金等を指定代理納付者（市が指定するクレジットカード会社等）に納付させることをいいます。</p> <p>第2条関係</p> <p>公共下水道の使用料の徴収の方法に、地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付を追加します。</p> <p style="text-align: right;"><第24条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とし、平成30年4月分として徴収する水道料金等から適用することとします。</p>		

<p>件 名</p>	<p>亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>医療センター事務局 医事管理室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地域包括ケアシステムの深化及び更なる推進を図るため、その中心的な役割を担う医療センターにおきましては、昨年4月に4人部屋3室及び個室3室を使用した地域包括ケア病床を開設しました。</p> <p>最長60日までの入院が可能である地域包括ケア病床は、他の一般病床よりも効率的な病床の運用が必要とされる中、地域包括ケア病床全体では高い稼働率を維持しているものの、4人部屋と個室との稼働率を比較すると、入院期間が長期にわたることもあり、使用料の負担のある個室の稼働率が低い状況となっております。</p> <p>そこで、使用料を減額して患者及びその家族の負担を軽減することにより、個室の稼働率を高め、地域包括ケア病床のより一層効率的な運用を目指すため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、特別室につきましては、本年4月に地域包括ケア病床を増床するに当たり、病室の利用方法を検討した結果、廃止することとしたため、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>地域包括ケア病床の個室の使用に係る使用料の額は、1日につき1,080円とすることとします。</p> <p>また、特別室を廃止することから、その使用に係る使用料の規定を削除します。 <別表関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成30年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 下水道室
----	---------------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年2月に亀山市公共下水道事業に係る事業計画の変更の認可を受けたことに伴い、新たに第7負担区を定めたことから、亀山市下水道使用料等検討委員会の意見を踏まえ、当該負担区における受益者負担金の単位負担金額について定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

第7負担区の単位負担金額は、1平方メートル当たり520円とすることとします。 <別表第1関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

（参考）

【第7負担区の区域】

阿野田町、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、野村二丁目、野村三丁目、川合町、みずほ台、みずきが丘、田村町、長明寺町、太森町、川崎町、能褒野町、布気町及び太岡寺町の各一部

【第1負担区から第6負担区までの単位負担金額】

負担区の名称	単位負担金額
第1負担区	1平方メートル当たり520円
第2負担区	1平方メートル当たり520円
第3負担区	1平方メートル当たり520円
第4負担区	1平方メートル当たり520円
第5負担区	1平方メートル当たり520円
第6負担区	1平方メートル当たり520円

件 名	亀山市消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例	消 防 本 部 消 防 総 務 室
-----	--------------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）が公布され、平成30年4月1日から施行されます。

公務災害により支給される損害補償の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」といいます。）については、一定の要件を満たす扶養親族がある場合には加算を行うこととなっており、当該加算額については、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」といいます。）で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、補償基礎額について、改正後の基準政令の規定と同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）補償基礎額について、一定の要件を満たす扶養親族がある場合の加算額を次のとおり改めます。 < 第5条関係 >

区 分		配偶者 （婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
		333 円	267 円	217 円	217 円	217 円	
現行	加算額	333 円	267 円	217 円	217 円	217 円	217 円
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）		333 円				
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）			300 円	300 円	300 円	300 円
改正後	加算額	217 円	333 円	217 円	217 円	217 円	217 円

―部が改正箇所

（2）本条例が引用している消防法（昭和23年法律第186号）第36条が改められたことに伴い、条項の整理を行います。 < 第2条関係 >

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とします。